

令和3年度 学校説明会資料



横浜市立あざみ野第二小学校

<内 容>

- 1 今年度の学校経営
- 2 指導の重点
- 3 中期学校経営方針
- 4 学力向上アクションプラン
- 5 豊かな心の育成推進プラン
- 6 体育・健康プラン
- 7 児童支援・児童指導
- 8 GIGAスクール関連
- 9 令和3年度年間行事予定(5月29日改訂版)



令和3年度 横浜市立あざみ野第二小学校 学校経営の主な方針

令和3年5月24日

【具体1～学力向上】

■感染症対策をとりながら、新学習指導要領・新学校教育目標の具現化に向けた学校経営をします。

～午前5時間授業を推進し、生活や学習リズムの確立、子どもの実態や学習内容に対応した弾力的な時間割の設定、指導計画・体制の工夫をします。また、3・4・5・6年生の教科分担制を推進し、学力向上、心の安定をめざします。

1 教育課程の見直し

- 各教科等の年間指導計画について、子どもの実態を踏まえ、感染症対策を考慮して指導計画を見直しながら、授業を実施していきます。
- 今後の感染状況や、国（文科省）・横浜市教育委員会から発出される通知をもとに、感染防止に十分配慮し、履修時期や学習方法をさらに考慮して進めて行く場合もあります。
- 休校等を余儀なくされた場合、ロイロノート等ICTの活用、その他の方法により、安全を確保しながら健康観察や学習課題の提供・回収等を行えるように進めます。

2 午前5時間授業の推進（持続可能な学校のあり方を探る公募型モデル事業）

- 教育内容と時間という限られた資源の効果的な組み合わせを行い、生活や学習のリズムの確立、子どもの学びの実態や学習内容に対応した弾力的な時間割の設定、指導計画の工夫、指導体制の確保、業務環境の整備等を行います。
- 午前中に5時間授業（45分×4+30分×1）を行い、昼食前の脳の働きがさわやかなうちに学習の定着を図ります。午後は15分間のモジュールタイムと6時間目（45分間）とし、スキル学習や、15分+45分=60分間授業として、学習を深化させることもできます。
- また、放課後の子どもたちの生活にゆとりをもたせ、家庭でふれあう時間、友達と楽しむ時間等、子どもの生活がより充実できるようにします。
- 懇談会、地域家庭訪問、個人面談等があっても、授業時間を削減することを少なくすることができ、学習時間の確保ができます。

3 チーム学年経営（一部教科分担制を伴うチーム学年経営の強化推進校 横浜市教育委員会）

- 3年生以上では、一部教科分担制（交換授業）を行います。
- チーム学年経営を導入することによって、児童の学力向上（教師が指導する教科が絞られることで教材研究がより深まることにより、授業改善につながる）、児童の心の安定（複数の教員が子どもに関わることにより、多面的に児童をみることできる）と考えます。
- また、2年生も、音楽専科教員が指導を行ったり、全学年の子どもたちに児童支援専任が関わったりして、「チームあざみ野第二小」で子どもたちを育てていきます。

【学年別・教科分担一覧表】

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	外国語活動 外国語	特別な教科 道徳
5・6組	担 任										
1年生	担任		担任		担任	担任	担任		担任	担任	担任
2年生	担任		担任		担任	音楽専科 新村先生	担任		担任	担任	担任
3年生	担任	教科分担 大原先生	担任	教科分担 小野塚先		担任	担任		担任	担任	担任
4年生	担任 鶴・榎・畑	教科分担 小島先生	担任	教科分担 渥美先生		教科分担 米田先生	図工専科 鈴木玲先		担任	担任	担任
5年生	担任 鶴・榎・畑	教科分担 森脇先生	担任	教科担当 安達先生		音楽専科 島田先生	教科分担 櫻井先生		家庭科専 科 箕浦先生	担任	担任
6年生	担任	教科分担 林先生	担任	教科担当 今井先生		担任		教科担当 佐藤先生	担任	担任	

【具体2～心の育成】

■子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高めるために、人と関わる活動を工夫しながら行います。

～「学校行事」「なかよし交流タイム」「生活科・総合的な学習の時間」等を通して、人の役に立った、人から感謝された、人から認められたという「自己有用感」や「できる自分」も「できなくても大丈夫という自分」も「ありのままの自分が好き」といったしなやかに生きる「自己肯定感」を育成します。

1 学校行事

① 遠足（社会科見学）・宿泊学習

- ・遠足（社会科見学）・宿泊学習は、豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学習活動を充実発展させたり、集団活動を通して、人間的な触れ合いを深め、楽しい思い出をつくったり、さらに、集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などについての体験を積み、集団生活の在り方について考え、実践し、思いやり、共に協力し合ったりするなど、よりよい人間関係を形成しようとする態度を養うことをねらいとしています。
 - ・そこで、今年度の遠足（社会科見学）・宿泊学習は、そのねらいを達成するために、感染症対策をとり、3密を避けるために移動時間の短縮、子どもの発熱等、緊急対応がとりやすい場所での活動とします。
 - ・とくに、宿泊学習は、より実現可能にするため目的地を神奈川県内とします。
 - ・遠足・社会科見学は、持ち物、感染症対策等、詳細を記載したプリントの配布と保護者からの参加承諾書のご提出をお願いし、宿泊を伴うものは、さらに説明会を開催し、だれもが安心して参加できるようにします。
- ※緊急事態宣言等、発出された場合、変更せざるを得ない場合もあります。その際は少しでも早くお伝えできるようにします。

② 運動会

- ・10月16日（土）半日開催（昼食無し）の方向で検討しています。

② 40周年事業

- 子どもたちを中心に、「走れ！未来へ 深めよう！きずな」をテーマに、創立40周年という節目を記念して、これまでのあざみ野第二小の歴史を振り返り、感謝すると共に、学校としての新たなあゆみ、これから社会へ巣立っていく子どもたちが未来への希望をもって進めるような周年行事とします。（祝賀会等、大人を中心とした飲食を伴うものは行いません）

2 なかよし交流タイム・長縄跳び集会

- なかよし交流タイム、長縄跳び集会、地域等の人たちとのふれあいを通して、人の役に立ったという自己有用感や、ありのままの自分が好きという自己肯定感を育て、しなやかに生きる子の育成をめざします。
- 1・6年、2・4年、3・5年生がなかよし学年となり、なかよし交流タイムは、年8回（5月、6月、7月、10月、11月、12月、1月、2月）行います。
- 長縄跳び集会は、なかよし学年で、年間3回（6月、9月、1月）行います。
- 上級生に対する尊敬の気持ちや下級生に対するいたわりの気持ちを育てます。
- 様々な運動に触れる機会を提供し、運動に親しむ回数を増やしていきます。

3 生活科・総合的な学習の時間等

○生活科では、具体的な活動や体験を通じて、子どもたちの生活圏に存在する身近な人々、社会、自然を対象として学習します。そして、直接かかわることで見方・考え方を育てていきます。また、総合的な学習の時間は、子どもが社会問題と向き合う時間であり、「ヒト・モノ・コト」を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていく資質・能力の育成を目指します。その中で人、社会、自然との関わりが必要であり、それらを通して自らの生活や行動を考えていきます。

○学校運営協議会・地域学校協働本部を活用し「ヒト・モノ・コト」について、地域や保護者と連携・協力しながら児童の学びの機会を充実させ、学びの質を高め、自己の生き方を考えることができるようにします。

○また、「ヒト・モノ・コト」との出会いやふれあいを、安全・安心して行うために次のような対策を行います。

■学校内での子ども同士の活動、地域等の方をお招きしての活動

- 子ども同士の活動は、マスク着用、活動前後の手洗い（アルコール消毒）、常に換気する以外に、密を避ける手立てをとって、進めていけるようにします。

（密をさける活動：例）

【場 所】……教室ではなく、特別教室、体育館等、広い場所で行う。

【人 数】……クラス全員ではなく、人数を半数にして2回行う。

学年一斉ではなく、クラスごとに行う。

【進め方】……子どもが集まらないで、子ども同士の距離をとって行う。

【机の向き】…正面から向き合わないで、90度ずつ向きを変えて座る。など

- 地域等の方をお招きして活動する際は、お招きする方に、①ご自宅での検温（健康観察） ②入り口での手指消毒 ③マスク着用、をお願いして、ご来校いただきご指導をお願いします。

■学校外での活動（校外学習）

- 活動場所の感染状況を確認したり、施設などを利用するときは、事前に連絡をとり、感染症対策を把握したりします。
- 子どもたちはマスク着用、手洗い（できないときは除菌シート等の活用）、一定の距離を守っての活動となるようにします。
- 校外での活動がむずかしいときは、やり方を工夫してVTR、Zoom等リモート、ICT機器の活用等も考えていきます。

【具体3】

子どもたちが自分の可能性に向かってチャレンジする自主性・自立性を高めます
～変化の激しいこれからの社会を生きるために、一人一人の可能性を伸ばす主体的・協働的な学びの充実が必要です。知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力を育てていきます。

1 マイプラン（3～6年生）の作成

- ・マイプランを活用して、児童自らが学習状況や生活を振り返ったり、見直したりする機会として、主体的に学びに向かう力を育成できるようにします。
- ・3年生以上は 毎週金曜日 15 分間のスキルタイムを、「マイプラン作成」の時間として、担任が作成した翌週の時間割を基に、自分なりに翌週 1 週間の見通しをもって生活や学習を行うための目標を立てていきます。
- ・学習や学校生活を受け身ではなく、振り返りやめあてを立て、子どもの自主性や自立性を高めていくようにします。

2 キャリア・パスポートの実施

- ・キャリア・パスポートとは、小学校から高等学校までの間、学校生活において「自分の変容や成長を自己評価」できるように工夫されたポートフォリオのことです。小学校から高等学校を通じて、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぎます。
- ・本校では、①スタートアップ②運動会③宿泊体験学習・校外学習④ミュージックフェスタ⑤1年間の振り返りを基本とし、振り返り等を記載して、次年度へ繋げていきます。

3 学校運営協議会・地域学校協働本部を活用したキャリア教育の充実

- ・学校運営協議会・地域学校協働本部を活用し「ヒト・モノ・コト」について、地域や保護者と連携・協力しながら子どもの学びの機会を充実させ、学びの質を高め、自己の生き方を考えることができるようにします。
- ・学年に応じたキャリア教育の機会を設定します。

【その他、今年度の学校推進の特色】

○ オリンピック・パラリンピック教育推進校（オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業）

- ・オリパラ教育に関するテーマを設定し、計画を作成、オリパラ教育に関連する授業等を実施します。
- ・オリンピック・パラリンピアン等の講師との交流（オンライン含む）等を通じて、児童へ本物体験を提供します。

○ オリンピアン・パラリンピアンによる小学校訪問事業（区で1校）

- ・スポーツ振興を図り、オリンピック・パラリンピックの機運を高めるため、子どもたちがオリンピック・パラリンピアンと直接触れ合う事業です。
 - ・オリンピック・パラリンピアンと小学生の交流を通じた運動意欲の向上に取り組んだり、講演会や実技体験・指導等を行ったりすることができます。
- *感染症拡大によって延期・中止の場合もあります。

指導の重点

令和3年度 めざす子ども像

「相手とのよりよい関係を築きながら、自分の生き方を創っていく子」

「よりよい関係を築く」とは・・・

◆主体的・協働的に課題解決に取り組むこと

主体的：目的や手段を明確にし、自分の意志に基づいて行うこと。

協働的：学習者が相互に協力しながら、共通の目標や課題の達成を目指すこと。

課題：自分たちの現状を改善していくために、乗り越える必要がある「壁」。

「自分の生き方を創っていく」とは・・・

◆他者の考え方を吟味して正しく理解し、自分の考え方の適用範囲を広げ、自己の人間性を豊かにすることで、どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか実践的に学ぶ。

→**実践力**：日常生活や社会、環境の中に問題を見つけ出し、自分の知識を総動員して、自分やコミュニティ、社会にとって価値ある解を導くことができる力

これらの要素を実現するために各教科等で行う学習の基本スタイル

- ① 課題を設定し、その解決に向けて協働する。
(主体的・協働的な学習)
- ② 自他の思いや考えを交流し合うことで、根拠が明確になったり、よりよい「解」を生み出したり、視野の広がりや思考の深まりが生じたりする。

- ③ 「人・もの・こと」(世の中・社会)と、つながりを生みだす。(キャリア教育の視点)
- ④ 学びの成果を実感し、それを発揮する。
・何をどのように学び、何ができるようになったのか(何を為す・成すのか)。

各教科等を貫く力

「表現力」「共感力」「実践力」

学習スタイル①②③④を実践する中で

児童一人ひとりに3つの力を身につけさせていく

本校の「めざす子ども像」の実現

横浜市立 あざみ野第二小学校 令和 3 年度版 中期学校経営方針 (令和元～3年度)

学校教育目標	「えがお ふれあい たかめあい きらり かがやく あざ二つ子」 (知)学び続ける子 (徳)認め合える子 (体)たくましく生きる子 (公)協働する子 (開)チャレンジする子				
	学校概要	創立 40 周年	学校長 宇津宮 桂	副校長 我妻 まゆみ	2 学期制
児童生徒数: 560 人		主な関係校: あざみ野中学校・あざみ野第一小学校・黒須田小学校			

教育課程全体で育成を目指す資質・能力	中ブロック	小中一貫教育推進ブロックにおける「9年間で育てる子ども像」と具体的取組
○学習の基盤となる資質・能力 ＜言語能力＞ ○現代的な諸問題に対して求められる資質・能力 ＜自分づくりに関する力＞	あざみ野中 あざみ野第一小 あざみ野第二小 黒須田小 (すすき野中・嶮山小・荏子田小)	自分らしく、共に生き、未来を切り拓く子 小中学校間で学習指導や児童生徒指導の円滑な接続を重視するとともに、児童・生徒間の交流や教職員の交流を積極的に図ることによって、子どもたちに必要な資質・能力を育て、「9年間で育てる子ども像」の具現化を目指す。具体的には、小中授業研究会、小学生の中学校授業参観・部活動見学・生徒会オリエンテーション等を行う。

中期取組目標	地域社会と目標の共有をし、連携・協働しながら、児童の自尊感情を育む学校づくりをしていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、他者と協働しながら取り組む授業づくりを推進します。 ・学校を社会に開き、保護者や地域と連携を図りながら子どもたちに必要な資質・能力を育みます。 ・児童の実態を把握し、児童に適した授業力や指導力の向上を目指し、教員の資質・能力を高めます。

重点取組分野	具体的取組
生きてはたらく知	①スキルタイムを生かして、学習の基礎・基本の定着を図り、学力向上をめざす。 ②3年生以上は、教科分担制を意図的・計画的に実施し、児童の実態や各教科等の特性に合わせた学習活動を行う。 ③話し合い活動における学習ルールを定着させ、児童が主体的・対話的に課題解決に取り組み、協働して学びを深める。
担当 授業研究部	
豊かな心	①年間行事計画に1・6年、2・4年、3・5年での「なかよし交流タイム」を設定し、上級生に対する尊敬の気持ちや下級生に対するいたわりの気持ちを育てる。【交流タイム年8回実施、長縄跳び集会年3回実施】 ②地域の人たちとの昔遊び体験、火おこし体験等の機会を設定し、人と関わるよさ、ふれあう心地よさを体得し、自己肯定感・自己有用感を育成する。
担当 児童指導・人権委員会	
健やかな体	①栄養師との連携による食育に関する授業を実施する。 ②年間を通じて、全校で「長縄跳び」に取り組み、体力の向上を図る。【長縄跳び集会年3回】 ③長縄跳び等を利用して、様々な運動に触れる機会を提供し、運動に親しむ回数を増やしていく。
担当 体育部	
教育課程・学習指導	①「横浜の時間」では、年間指導計画と評価規準を作成し、児童が見通しをもって学習に取り組み、主体的・協働的に課題解決に取り組めるようにする。 ②様々な「ヒト・コト・モノ」に主体的に関わる学習活動を展開し、豊かな経験をもとにコミュニケーション能力を高める。 ③学習課題の解決に向けた情報の収集・整理・分類・比較・分析を適切に行えるよう、思考を可視化させるツールや視聴覚機器等を効果的に使用する。
担当 授業研究部	
児童・生徒指導	①児童指導の情報を全教職員でスムーズに共有する体制を継続実施し、全校チームとしての指導をさらに強化し、だれもが安心して通える学校づくりをめざす。【低中高ブロック研の毎週実施→専任・管理職との共有、毎月職員会議で情報共有、年2回全教職員による校内ルールの確認】 ②学校生活向上委員会の児童が中心となって、全校挨拶運動を継続実施し、人と豊かに関われる子の育成をめざす。【学校生活向上委員による挨拶運動(正門での会釈)を実施】
担当 児童指導・人権委員会	
特別支援教育	①個別の教育計画を活用し、6年間を見通した支援を行う。一人ひとりの特性に応じて、別室や教室内での支援を意図的・計画的に実施する。【対象児童一人当たり週2コマの支援実施】 ②コンサルテーションや児童理解研修会を年間計画に位置付けて、各関係機関と連携しながらさらなる児童理解と支援に取り組む。【コンサルテーション前期・後期で年2回実施、特別支援教育研修1回、児童指導・児童理解研修2回実施】
担当 児童指導・人権委員会	
地域連携・学校運営協議会	①学校・地域コーディネーターを通して、地域人材や保護者等と連携・協力し、授業や学校・PTA行事(あざ二フェス等)で活用して、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。【生活科・総合的な学習の時間や社会科等】 ②学校運営協議会・地域学校協議会本部を活用し、「ヒト・モノ・コト」について地域・保護者と連携・協力しながら児童の学びの機会を充実させ、学びの質を高め、自己の生き方を考えることができるようにする。【年4回開催】
担当 学校長・教務部	
自分づくり教育(キャリア教育)	①「横浜の時間」を中心に、体験的に学ぶ機会を積極的に設け、他者との関わりの中で児童一人ひとりの自己有用感を高めるようにする。 ②学年に応じて、地域や企業と関わり、学ぶことや働くことの意義について考えられるような学習活動を行う。 ③自分づくりパスポートやマイプランを活用して、児童自らが学習や生活を振り返ったり見直したりすることができるようにし、主体的に学びに向かう力を育む。
担当 授業研究部	
いじめへの対応	①定期的にいじめ防止対策委員会を実施し、認知された事案の経過確認を丁寧に行うことで、再発防止に努める。【月1回いじめ防止対策委員会実施】 ②いじめ防止研修を実施して、全教職員のいじめを認知する意識を高くするとともに、児童アンケートによる些細な変化を見逃さない体制づくりを行って、いじめの未然防止に努める。【いじめ防止研修年2回実施 児童生活アンケート年5回実施】
担当 児童指導・人権委員会	
人材育成・組織運営(働き方改革)	①5年次以下の教職員を中心にキャリアアップ研を組織し、ミドルリーダが牽引役となって自主研修会を実施していく。【月1回キャリアアップ研実施】 ②教務会と企画会を通して、ミドルリーダ等が学校全体を見通して学校運営を行っていきける場の設定や意識の向上を図る。【月1回教務会・企画会実施】 ③グループウェアを活用して情報の共有化を効率的に行ったり、時程や年間計画を見直して会議時間の設定を工夫・保障したりすることで、定時退勤を実現していく。【完全午前5時間授業の実施・会議時間の短縮化】
担当 教務部	

横浜市立あざみ野第二小学校 令和3年度 学力向上アクションプラン

1 中期学校経営方針

(1) 学校教育目標と教育課程全体で育成を目指す資質・能力

学校教育目標	教育課程全体で育成を目指す資質・能力
「えがお ふれあい たかめあい きらり かがやく あざ二つ子」 (知) 学び続ける子 (徳) 認め合える子 (体) たくましく生きる子 (公) 協働する子 (開) チャレンジする子	○学習の基盤となる資質・能力 〈言語能力〉 ○現代的な諸問題に対して求められる資質・能力 〈自分づくりに関する力〉

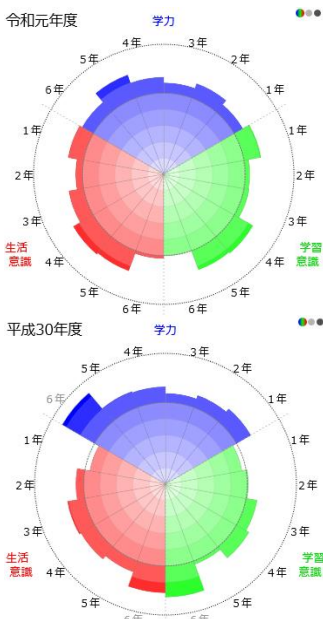
(2) 中期取組目標

中期取組目標
地域社会と目標の共有をし、連携・協働しながら、児童の自尊感情を育む学校づくりをしていきます。 ・自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、他者と協働しながら取り組む授業づくりを推進します。 ・学校を社会に開き、保護者や地域と連携を図りながら子どもたちに必要な資質・能力を育みます。 ・児童の実態を把握し、児童に適した授業力や指導力の向上を目指し、教員の資質・能力を高めます。

(3) 学力向上に向けた重点取組分野・具体的取組

重点取組分野	具体的取組
生きてはたらく知 教育課程・学習指導 担当 授業研究部	・スキルタイムを生かして、学習の基礎・基本の定着を図り、学力向上をめざす。 ・3年生以上は、教科分担制を意図的・計画的に実施し、児童の実態や各教科等の特性に合わせた学習活動を行う。 ・話し合い活動における学習ルールを定着させ、児童が主体的・対話的に課題解決に取り組み、協働して学びを深める。 ・「横浜の時間」では、年間指導計画と評価規準を作成し、児童が見通しをもって学習に取り組み、主体的・協働的に課題解決に取り組めるようにする。 ・様々な「ヒト・コト・モノ」に主体的に関わる学習活動を展開し、豊かな経験をもとにコミュニケーション能力を高める。 ・学習課題の解決に向けた情報の収集・整理・分類・比較・分析を適切に行えるよう、思考を可視化させるツールや視聴覚機器等を効果的に使用する。

2 横浜市学力・学習状況調査等からの実態把握



令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、横浜市学力・学習調査は中止となった。その為、数値による実態把握や経年変化における正確な学力の実態を掴むことは難しいが、一昨年、令和元年度に実施した調査では、全学年で学力・学習意識・生活意識それぞれにおいて、市の平均と同等もしくは上回る結果が示されていた。平成30年度からの経年変化も鑑みると、令和2年度も、各学年において数値の上昇が見られる項目が多いことが予想される。

本校においては、学力と生活意識に関しては市平均を大きく上回る。一方で、学習意識とのバランスの悪さが見られる点が課題であったが、この点に関しては、学習意識の向上が見られるようになってきた。コロナ禍の新生活様式のなかで、「今、自分たちにできること」をテーマに実施した生活科・総合的な学習の時間を中心とした探究的・協働的な学習の実践や、他者と関わりながら自己の生き方について考える学習活動、目的を明確にしたなかよし交流活動やクラブ・委員会活動など、日々の取り組みの成果の一つであると考えられる。今年度も、3項目（学力・学習意識・生活意識）がバランスよく向上していくように取り組んでいきたい。

3 令和3年度 教育課程全体を通して育成を目指す具体的な資質・能力と具体的取組

	育成を目指す 具体化した 資質・能力	具体的取組	
		前期	後期
1年	言語能力 ○感じたことを言葉にする力 ○事実を大まかに捉える力 ○身近な語彙の豊かさ ○相手の思いを受け止めて聞く力 自分づくり ☆好奇心 ☆基本的な生活習慣をつくる態度 ☆主体性・積極性	○伝えたい事柄や相手に応じて話す。 ○自分にとって大事なことや知りたいことを落とさずに聞く ○話の内容を理解した上で、話題に沿って話す。 ☆自分でできることを増やす。 ☆守るべきルールを知る。 ☆周りの自然に触れたり、他者と関わったりする。 ☆自分のめあてを決め、その達成に向けて取り組む。 (生活科、特別活動等)	○相手に応じて声の大きさや速さなどに注意する。 ○自分が興味をもったところや感心した所などを伝える。 ○話をつなぐための方法を考え、質問したり復唱して確かめたりする。 ☆自分達を支えてくれる人への感謝の気持ちをもつ。 ☆自然や季節の変化、他者とのつながりを意識する。 ☆自分のめあての振り返りをして生活に生かす。
2年	言語能力 ○相手の思いを受け止めて聞く力 自分づくり ☆好奇心 ☆基本的な生活習慣をつくる態度 ☆主体性・積極性	○伝えたい事柄に応じて適切な話し方を工夫する。 ○音声は明確に聞こえる速さで話す。 ○自分が聞きたいことを明確にして話を聞く。 ○話の内容を理解した上で再び聞く。 ☆自分でできることに進んで取り組む。 ☆自然や季節の変化を生活に取り入れる。 ☆よりよい自分になるためにめあてを決め、実現に向かって主体的に努力する。 (生活科、特別活動等)	○大事などころを強調する ○自分の体験と結び付けるなどして感想が言えるようにする。 ○話をつなぐために、共感を示す感想を言ったり復唱して確かめたりする。 ☆守るべきルールを守って気持ちのよい生活をつくらうとする。 ☆自分の役割を積極的に果たす。 ☆自分の生活を楽しく充実したものにするようにする。 ☆自分の成長を振り返り、成長し続ける自分を実感する。
3年	言語能力 ○言語の面白さへの気付き ○伝える内容を明確にする力 ○感情語彙の豊かさ ○互いの考えの違いへの気付き 自分づくり ☆社会生活の中での協調性 ☆地域を愛する気持ち	○相手との親疎、人数、目的や場の状況を意識する。 ○話の要点を意識する。 ○進行表に沿って役割を意識しながら、話し合いを進める。 ☆自分に合っためあてをもち、主体的に取り組むことを意識する。 (総合的な学習の時間、特別活動等)	○言葉の抑揚や強弱を意識する。 ○目的に応じて、重要な語句は何かを判断しながら聞き、記録する。 ○話の内容を予想しながら聞き、自分の考えをまとめる。 ○話し合いが目的に応じて適切に進行しているか判断し、結論に導く。 ☆活動を振り返り、自分のよさを考え、日常生活に生かすことができるようにする。
4年	言語能力 ○伝える内容を明確にする力 ○感情語彙の豊かさ ○互いの考えの違いへの気付き 自分づくり ☆社会生活の中での協調性 ☆地域を愛する気持ち	○相手との親疎、人数、目的や場の状況を踏まえる。 ○言葉の抑揚や強弱を工夫する。 ○話の要点を聞き取る。 ○役割を理解して話し合いを進める。 ☆自分に合っためあてをもち、主体的に取り組む。 (総合的な学習の時間、特別活動等)	○間の取り方や相手を見る視線を意識する。 ○聞いた内容を自分が知っていることと比べる。 ○聞いた後に話の内容を振り返り、記録する。 ○結論が出ない場合でも、発言の共通点や相違点を確認し、自分の考えをまとめる。 ☆活動を振り返り、自分のよさを考え、日常生活に生かすことができるようにする。 ☆自分を向上させるために、めあてに向かって主体的によりよい生活をつくら

			うとする。
5年	言語能力 ○事実等を正確に理解する力 ○事実等を解釈し自分の考えを形成する力 ○言語の豊かさへの気付き ○伝え合うことで自分の考えを深化させる力 自分づくり ☆他者を理解する態度、自己を理解する姿勢 ☆自分らしさを発揮しようとする姿勢 ☆意思決定する力	○文言や数値、実物や画像、映像などを用いる。 ○自分はどのような情報を求めているのか考える。 ○話し合いの方法に関する意識を明確にする。 (様々な視点からの検討をする) ☆自分が成長するために課題を設定し、取り組むことの価値や意義を考える。 ☆意思決定したことに基づいて、努力した達成感、よりよい生活を送ることのよさを理解する。 (総合的な学習の時間、特別活動等)	○目的や意図に応じて資料の順番を変えたり、提示したりしながら話す。 ○話し手と自分の考えを比較し、内容を整理する。 ○自分の考えを広げたり、互いの意見の共通点、相違点をまとめたりする。 ☆自分の課題に気付き、解決方法を見通し考えることができるようにする。 ☆自分のよさを生かしながら、課題の解決に向けて取り組もうとする。
6年	言語能力 ○感じたことを言葉にする力 ○身近な語彙の豊かさ ○相手の思いを受け止めて聞く力 自分づくり ☆好奇心 ☆基本的な生活習慣をつくる態度 ☆主体性・積極性	※個別の指導計画に依る。 ○伝えたい事柄を何らかの方法で伝える。(身振り、手振り、簡単な言葉、会話) ○自分にとって大事なことや知りたいことを聞く。 ○話の内容を理解した上で話す。 ☆自分でできることを増やす。 ☆守るべきルールを知る。 ☆周りの自然に触れたり、他者と関わったりする。 ☆自分のめあてを決め、その達成に向けて取り組む。 (生活科、総合的な学習の時間、特別活動、生活単元学習、自立活動等)	○聞き手のうなずきや表情に注意して話す。 ○共感した内容や納得した事例を取り上げる。 ○利点や問題点等をまとめ、異なる意見も自分の意見に生かす。 ☆教科等での学びや意思決定を生かして、よりよい自分になるために主体的に生活しようとする。
個別支援学級	言語能力 ○感じたことを言葉にする力 ○身近な語彙の豊かさ ○相手の思いを受け止めて聞く力 自分づくり ☆好奇心 ☆基本的な生活習慣をつくる態度 ☆主体性・積極性	※個別の指導計画に依る。 ○伝えたい事柄を何らかの方法で伝える。(身振り、手振り、簡単な言葉、会話) ○自分にとって大事なことや知りたいことを聞く。 ○話の内容を理解した上で話す。 ☆自分でできることを増やす。 ☆守るべきルールを知る。 ☆周りの自然に触れたり、他者と関わったりする。 ☆自分のめあてを決め、その達成に向けて取り組む。 (生活科、総合的な学習の時間、特別活動、生活単元学習、自立活動等)	※個別の指導計画に依る。 ○自分が興味をもったところや感心した所などを何らかの方法で伝える。(身振り、手振り、簡単な言葉、会話) ○分からないことやお願いしたいことを質問したり復唱して確かめたりする。 ○声の大きさや速さなどに注意しながら話す。 ☆自分達を支えてくれる人への感謝の気持ちをもつ。 ☆自然や季節の変化、他者とのつながりを意識する。 ☆自分のめあての振り返りをして生活に生かす。

◎各学年の欄に示した具体的取組の項目は、それぞれ前期から後期、下位学年から上位学年へと引き継がれていくものです(当該学年の前期・後期のみの取組内容ではありません)。

1 中期学校経営方針

(1) 中期取組目標

中期取組目標
<p>地域社会と目標の共有をし、連携・協働しながら、児童の自尊感情を育む学校づくりをしていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、他者と協働しながら取り組む授業づくりを推進します。 ・学校を社会に開き、保護者や地域と連携を図りながら子どもたちに必要な資質・能力を育みます。 ・児童の実態を把握し、児童に適した授業力や指導力の向上を目指し、教員の資質・能力を高めます。

(2) 「豊かな心の育成」に向けた重点取組分野・具体的取組

重点取組分野	具体的取組
<p>視点A 善悪の判断に基づき、勇気と自信をもって責任ある行動をとろうとする。</p> <p>視点B 思いやりと謙虚な心を持ち、互いに信頼し合って、助け合おうとする。</p> <p>視点C 規則を尊重し、誰に対しても分け隔てなく接し、よりよい社会を築こうとする。</p> <p>視点D 生きることを喜び、生命を尊重し、より良く生きようとする。</p>	<p>異学年交流や地域の人と触れ合いの機会をもち、その中で思いやりの心、豊かな人間性を育てる。</p> <p>①年間行事計画に1・6年、2・4年、3・5年での「なかよし交流タイム」を設定し、上級生に対する尊敬の気持ちや下級生に対するいたわりの気持ちを育てる。【交流タイム年8回実施、長縄跳び集会年3回実施】</p> <p>②地域の人たちとの昔遊び体験、火おこし体験等の機会を設定し、人と関わるよさ、ふれあう心地よさを体得し、自己肯定感・自己有用感を育成する。</p>
<p>担当 児童指導・人権・特別支援委員会</p>	

2 児童（生徒）の実態（「豊かな心の育成」に関わる課題）

- ・知識として道徳的価値を理解する能力は高いが、実生活の上で行動に表れるような規範意識はあまり高くない。
- ・学習能力は高いが、自尊感情は比較的高くなく、高学年になるほどその傾向が強くなる。
- ・友達同士のコミュニケーション能力が十分育っていない。

3 「豊かな心の育成」に関する具体的取組

【項目 道徳教育】道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じた道徳教育（必須項目）

- ・事前アンケートなどを実施し、子どもの日常の実態をもとに学習課題を決める。
- ・振り返りの時間を十分に取って、子どもたちがよりよく生きるためにはどう行動していくか、自分自身のこととしてとらえ、友達の考えをよく聞き話し合う「考える道徳」「議論する道徳」の指導を展開するよう取り組む。
- ・学習したことを全員で共有化し、学級経営に生かす。
- ・道徳教育全体計画別葉を見直し、各教科の特質に応じ他教科との総合化を積極的に図り、計画的に進める。
- ・道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるよう、評価につなげられる振り返りカードを活用する。

【項目体験学習の充実】

- ・なかよし交流タイムを毎月もち充実させるとともに、主体的に行動できるようにする。
- ・学校地域コーディネーターと連携を取りながら、地域との一層の交流を図り、他者意識を育てる。

横浜市立あざみ野第二小学校 令和3年度 体育・健康プラン

～体育・健康に関する指導の全体計画～

1 中期学校経営方針

(1) 学校教育目標と教育課程全体で育成を目指す資質・能力

学校教育目標	教育課程全体で育成を目指す資質・能力
「えがお ふれあい たかめあい きらり かがやく あざ二つ子」 (知) 学び続ける子 (徳) 認め合える子 (体) たくましく生きる子 (公) 協働する子 (開) チャレンジする子	○学習の基盤となる資質・能力 <言語能力> ○現代的な諸問題に対して求められる資質・能力 <自分づくりに関する力>

(2) 中期取組目標

中期取組目標
地域社会と目標の共有をし、連携・協働しながら、児童の自尊感情を育む学校づくりをしていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、他者と協働しながら取り組む授業づくりを推進します。 ・学校を社会に開き、保護者や地域と連携を図りながら子どもたちに必要な資質・能力を育みます。 ・児童の実態を把握し、児童に適した授業力や指導力の向上を目指し、教員の資質・能力を高めます。

(3) 体育・健康に関する指導の重点取組分野・具体的取組

重点取組分野	具体的取組
健やかな体	心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と実践を通して運動に親しむ資質や能力を育てる。さらに運動する機会を増やしていくことを第一に考え、運動する楽しみを実感できる取り組みを増やしていく。 ①栄養師との連携による食育に関する授業を実施する。 ②年間を通じて、全校で「長縄跳び」に取り組み、体力の向上を図る。【長縄跳び集会年3回】 ③長縄跳び等を利用して、様々な運動に触れる機会を提供し、運動に親しむ回数を増やしていく。
担当	体育部

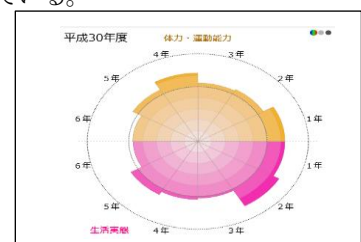
2 体育・健康に関する実態把握

(1) 体育・健康に関する実態

- ・運動部や地域スポーツクラブに所属している児童は、市平均より10%も多く、休日にも運動に親しむ児童が多い特徴がある。運動時間の平均は例年低い数値を示しており、運動に親しむ児童とそうでない児童の二極化がみられる。
- ・朝食を毎日食べ、睡眠時間をしっかりとるなど、正しい生活リズムで健康的に過ごす意識は高い。

(2) 体力の概要と要因の分析（小学校は全校配付の体力・運動能力調査分析チャートを活用）

- ・昨年度は新体力テストを実施しなかったが、これまでの傾向から反復横跳び、ボール投げ、上体起こし、長座体前屈は市平均より高いものの、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、握力は低い数値を示している。
- ・経年変化をみると、反復横跳び、上体起こし、握力は毎年市平均を上回っている。
- ・運動にかける時間が、市平均を下回っている。学校と地域が連携し、遊びを含めた「運動に親しむ場と機会」をできるだけ多くつくり、運動の楽しさを実感することで、運動にかける時間が長くなるような取り組みを目指していく。
- ・学校では長縄集會を年3回設定し、運動に親しむ機会を増やしていく。



3 体育・健康に関する具体的取組

教科

《体育科での取組》

- ・体育科・保健体育科では、ボール運動を重点領域としてとらえ、仲間と体を動かすことの楽しさを実感できるようにする。また課題である器械運動も、試技時間を多くしたり、自分の体の特性を理解できたりするように教具の充実を図るようにしていく。高学年では、保健の学習を中心として自分の体についての知識を理解し、より健康に過ごせるように支援していく。

《他教科での取組》

- ・家庭科では、食教育との関連を図り、バランスよく食事をするための大切を知り、健康に過ごすことの重要性を気付かせる。

特別活動

- ・運動会では、身に付ける技能を明確にしなが
ら、資質能力の向上に努める。
- ・保健委員会では、児童の健康面での課題を学
校全体で共通理解し、健康に過ごせるよう
に努めていく。
- ・運動委員会では、児童が楽しく運動できるよ
うな活動を行い、運動時間の向上に努める。
- ・給食委員会では、清潔に楽しく給食の時間が
過ごせるようにチェックを行い、食教育と連
動させていく。

課外活動

- ・給食の時間に栄養士による食教育の実施
- ・体力テストの結果のお知らせや、「保健だより」や「食育だより」等による家庭との連携

令和3年度 あざみ野第二学校 体力向上1校1実践運動

《名 称》 長縄跳び（八の字3分間）

《ねらい》 運動機会の確保、集団生活の向上

《内 容》 運動委員会が企画・運営し、内容と取組の充実を図り、運動の楽しさを味わわせ、体力の向上を図る。
(行事例) 「長縄跳び集会」 (計3回)

- 指 標： ①行事後の振り返り 「事前取組」 「満足度」
②生活実態調査「1日の運動スポーツの実施時間」から検証する。
③集会後の運動への意識調査の実施

あざみ野第二小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定（令和3年4月9日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

以上の様な基本理念のもと、本校では児童一人ひとりが「安心して」「豊かに」生活できる環境を実現するため、文部科学省及び横浜市基本方針を受け、「いじめ防止対策推進法」をもとに「あざみ野第二小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

基本構成員＝校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育担当教諭

※必要に応じて心理や福祉等の専門家【カウンセラー、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）等】の参加を求める。

○委員会の運営

- ・いじめ防止対策委員会は**常設し、月一度の定例会を実施し**、教職員間の情報共有を行う。
- ・**いじめの疑いがある段階で**、直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの早期発見早期解決に向けての方策を検討・実施する。
- ・**校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し**、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり・教員間の情報共有体制整備
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在、及び活動を児童及び保護者に周知・日頃からの保護者との連携、情報共有

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置（**各担任・児童支援専任教諭・養護教諭が基本的な窓口**）
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ・いじめ（**「疑い」を含む**）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、**事実関係の把握**といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

①いじめの未然防止（⇒マークは具体的取組）

- i 教員一人ひとりの授業力向上による「分かる・楽しい授業」の実践
 - ⇒ 児童の満足感・自尊感情を高めるため、
校内重点研・メンター研等を通して教員一人ひとりのスキルアップをめざす。
 - ⇒ 全校体制でユニバーサルデザインを取り入れた学習環境整備を実施し、どの子にもわかりやすい授業をめざす。
- ii 児童の主體的な取組の支援
 - ⇒ 児童学校生活向上委員会を中心とした「全校挨拶運動」を通して、
誰もが「安心して楽しく学校に通える雰囲気づくり」を行う。
【年間 継続実施】
 - ⇒ 児童会活動や児童集会委員・運動委員を中心とした「縦割り活動」を充実させることにより、
異学年との豊かな関わりのある集団作りに取り組む。
【なかよし交流タイム 年間 全8回実施】
- iii 人権教育・道徳教育の推進
 - ⇒ 普段の道徳授業や「人権週間」の取組などを活用し、児童一人ひとりの人権意識を高める。
- iv 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用
 - ⇒ 横浜プログラムを活用した授業を学校全体で実践していく。
 - ⇒ 横浜プログラムの効果的な活用のための教員向け研修を年間で数回実施していく。 【年間 全2回実施】
- v 学校スタンダード（教師向け～生活指導の指針）の活用
 - ⇒ 学校スタンダードや「学校のやくそく（児童向け～校内ルール）」を活用し、学習・生活規範指導の徹底を図る。

②いじめの早期発見（⇒マークは具体的取組）

- i いじめの定義理解を含む教職員の研修
 - ⇒ 月例実施の職員会議内でいじめ定義理解を含む「ミニいじめ防止研修」を行い、
教職員のいじめ防止への意識を高める。 【年間 全9回実施】
 - ⇒ いじめ事例検討会を実施し、教職員のいじめ対応のスキルアップを行う。 【年間 全2回実施】
- ii いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
 - ⇒ 教職員間の情報共有の推進（児童支援専任を中心とした低・中・高ブロックでの情報共有） 【常時】
 - ⇒ 定期的ないじめ実態把握アンケートの実施（YP アンケート・学校評価アンケート・いじめ防止アンケート） 【年6回実施】
 - ⇒ 定期的な教育相談の実施（いじめ防止アンケート後の
担任による児童一人ひとりへの聴き取り） 【年3回実施】
- iii インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラルの推進
 - ⇒ 地域警察署と連携した「サイバー犯罪対策教室」を実施（高学年対象） 【年1回実施】
- iv 保護者、地域、関係機関との連携
 - ⇒ 学校だより等で担任をはじめ、児童支援専任・管理職・養護教諭・カウンセラー等が相談窓口と
なっていることを保護者・地域へ周知
 - ⇒ 担任・児童支援専任教諭による（いじめが疑われる児童・保護者に対しての）定期的な面談・連絡
 - ⇒ 児童支援専任教諭による学校カウンセラー・SSW・区子ども家庭支援課との情報共有。

③いじめに対する措置（⇒マークは具体的取組）

- i いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
 - ⇒ 児童支援専任教諭を中心に、低・中・高ブロックによる迅速かつ正確な事実関係の把握を実施
 - ⇒ 把握した情報をもとにいじめ防止対策委員会を中心となり、組織的な対応を実施
 - ⇒ いじめ防止対策委員会を中心となり、対応の経過・指導の内容等を正確に記録
- ii 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
 - ⇒ 被害児童・保護者のケア、加害児童への指導・保護者への連絡など、
いじめ防止対策委員会が問題解消まで責任をもって対応
- iii 保護者の協力、警察署等関係機関との連携
 - ⇒ 必要に応じて外部機関（青葉警察署・北部児童相談所・療育あおば・学校カウンセラー・SSW）・保護者と連携

④いじめの解消（再発防止・継続支援）（⇒マークは具体的取組）

《いじめの解消の要件》必須

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

i いじめ解消にいたるまでの具体的取組・支援等

- ➔ 被害児童 担任・児童支援専任による被害児童との定期的面談
いじめ防止対策委員会を中心とした学校チームによる見守り・声かけ・情報共有
必要に応じて学校カウンセラーとの面談実施（本人・保護者）
- ➔ 加害児童 いじめ防止対策委員会を中心とした学校チームによる見守り・声かけ・情報共有
担任・学年による加害児童の自己有用感の醸成
担任による加害児童保護者との定期連絡
必要に応じて学校カウンセラーとの面談実施（本人・保護者）
- ➔ 学校体制 実態把握の強化（面談・アンケートなど）
相談体制の強化

⑤教職員等への研修

i いじめの定義理解を含む教職員の研修

- ➔ 月例実施の職員会議内でいじめ定義理解を含む「ミニいじめ防止研修」を行い、
教職員のいじめ防止への意識を高める。 【年間 全9回実施】
- ➔ いじめ事例検討会を実施し、教職員のいじめ対応のスキルアップを行う。 【年間 全2回実施】

ii 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用に向けての研修

- ➔ 横浜プログラムを活用した授業を学校全体で実践していく。
- ➔ 横浜プログラムの効果的な活用のための教員向け研修を年間で数回実施していく。 【年間 全2回実施】

⑥学校運営協議会等の活用

- i 「学校運営委員会」「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、
いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、場合によっては協力を求める

4 重大事態への対処

【重大事態の定義～いじめ防止対策推進法より】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、

心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを

余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

○いじめに関わる重大事態を認知した場合は、本校いじめ防止基本方針3-③「いじめに対する措置」に準じて対処・対応していく。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

あざみ野第二小学校 GIGA 学習開き（おうちの方へ）

いよいよ、子どもたち一人一人がそれぞれ1台の iPad を使用できる授業や、学校生活が始まります。

<あざみ野第二小学校 GIGA宣言>

わたしたちは、iPad を使うときに次のことを守ります。

- 学びを深め、活動を豊かにするために使います。
- 人がいやがることや、傷付けることはしません。

<今年度の目標>

iPad は学びのための文ぼう具！

- ① iPad になれる
- ② iPad を授業で活用する
- ③ iPad を授業外で活用する

「教えてもらう」から「自分で学びとる」授業へ変わる

そもそも何のための iPad 貸与なのでしょうか・・・

これからの学習は、子どもたちが「習う」ものから、子どもたち自身で「学びとる」ものへと変わっていきます。自分から調べたり、記録したり、意見を出し合ったりする道具として積極的に活用していきます。つまり、子どもたちが、自分から「学びとる」日常的なツール（文具）として活用するためのものです。

○GIGA端末（iPad）について

iPad はあくまでも学習用です。

横浜市では、今は iPad を持ち帰りません。しかし、今後は、緊急時などに持ち帰り、家庭学習に使用することも想定されています。持ち帰りできるようになったら家庭学習で使います。

■感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時に校長が貸与が必要と認めるとき、就学援助制度等対象者のうち、インターネット環境のない家庭にはモバイルルータの貸し出しを実施します。

○破損・紛失について

学校では、故障がないか定期的に点検をします。破損したり紛失したりした時は、修理サービスがあります。校内の他の学習用具と同じ扱いで、状況によっては弁済を求める可能性があります。

○返却について

学年が上がる時には持ち上がります。卒業まで同じ iPad を使います。転出・卒業時には、学校に返却し、その端末を次に入学する子どもたちが使用します。

○インターネットの利用について

フィルタリングを行っています。閲覧履歴は取り消しできない設定になっています。使用状況は、学校でも点検いたします。

○配布しているGoogleアカウントについて

学校付与アカウントを人に貸したり人のアカウントを使用したりすることはしないでください。また、学校付与アカウントを使用して、家庭、学校、その他のいづれの場所でも、SNS の利用や、個人的な動画視聴、ソフトウェアのダウンロード等はしないでください。

○情報モラルについて

「著作権、肖像権、私的所有権等の権利を侵害する行為」「個人情報、学校に関する情報の漏えいにつながる行為」「他人を誹謗、中傷する行為」「他人を不快にさせる行為」「差別につながる行為」などをしません。学校でも指導していきますが、ご家庭でも確認をお願いします。

○同意書について

クラウドサービス等での、個人情報の取扱いについて同意書をいただきました。卒業時まで学校で保管いたします。

○使用するアプリケーションについて

使用するアプリケーションは、一括で管理しております。個人でインストールはできない設定になっています。

【iPad は学習のためのもの】

- 学習のために貸し出しています。遊び道具ではありません。
- 色々な使い方ができます。より良い使い方を、みんなで考えていきましょう。
- 「机」や「椅子」などと同じで学校のものです。傷つけたり、汚したりしないようにしま

一日の中での使い方

登校

- 1 iPad を保管庫から出す。
- 2 ロイロノートや、クラスルームの通知を確認する。
- 3 手さげ袋や探検バックにしまう。

授業中

- 1 クラスのルールで、教科書などを用意する。
- 2 iPad を使うときには、先生と相談する。
分からないことを調べたり、メモをとったり、写真をとったりすることができます。
- 3 先生が話しているとき、友達が話しているときは、手を止めて話を聞くことを優先します。
(4 授業終わりにはノートを写真でとってロイロノートで提出します。)

休み時間

- 1 外遊びができる日は、体を動かすことを大切に。
- 2 先生がいない場所で使うことはできません。
- 3 調べ学習や、係活動、委員会活動などで iPad を使うときは先生と相談し、先生がいるところで使しましょう。

委員会・クラブ

- 1 委員会やクラブ活動に持っていく場合は、担当の先生に返却します。
- 2 iPad で、振り返りや記録に役立てられるようにしましょう。

下校

- 1 撮った写真など、いらないものを整理する。
- 2 iPad を保管庫にしまい、充電する。

【みんなで気持ちよく】

iPad はとても便利で楽しいツールです。しかし、使い方を間違ってしまうと、友達を傷つけたり、思わぬトラブルを招いてしまうことがあります。

みんなが気持ちよく過ごせるように、情報モラルやマナーについてクラスでも確認し、一人ひとりが約束を守って使えるようにしていきましょう。

※6月のGIGA端末活用スタート時のスタンダードです。発達段階によって随時改定していきます。

あざみ野第二小学校の推進イメージ

本校では6月以降、学習のまとめのノート提出での活用を基本とし、いろいろな場面でロイロノートをはじめとする、タブレットの様々な機能を使用していく予定です。

まずは、子どもも職員も使い方に慣れるために、毎日3分はG I G A端末を使う！ということを通のめあてに3ステップで取り組んでいきます。

毎日3分！

iPad にふれ、たのしさをしよう

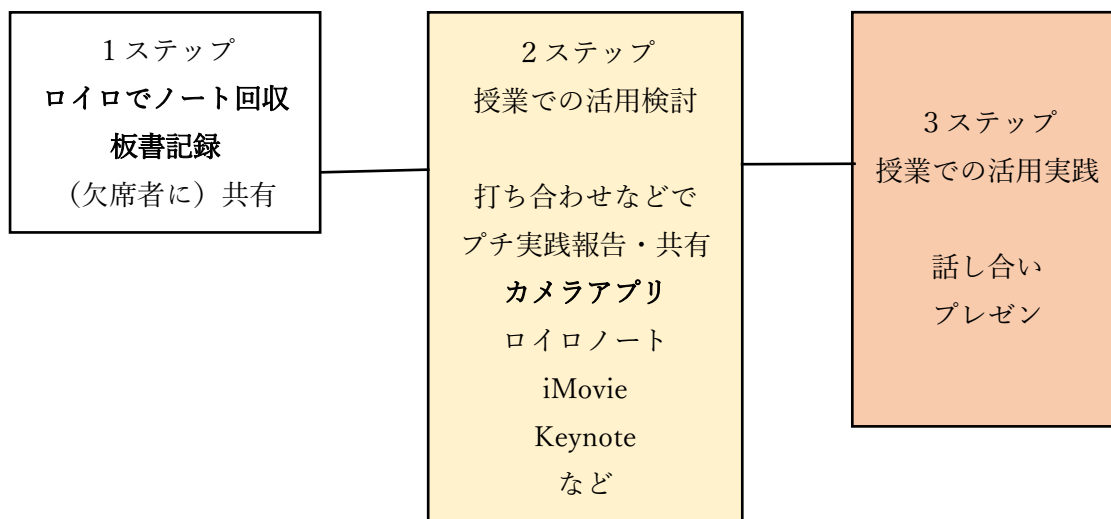
iPad にふれ、いろいろな使い方をしよう

～ハードルを下げて苦手意識のなくなる1年間にしていく～

①情報モラル（特に個人情報）
スタンダード（使い方）研修

②ロイロノートの使い方
写真の撮り方・提出の仕方

③随時
委員会からの通知を受けて



各学年、級外から集まった推進チームを柱に、iPadの使い方についての約束について毎月見直しを行います。また、実践報告や職員研修などを行って子どもたちのより良い学習につなげていきます。

家庭でのルールづくりをしましょう

子どもが大人に相談し、大人同士が相談しあう相談のリレーが子どもを救います。



わが家のスマホ・SNS利用ルール例

- 夜9時以降のSNSはやめる。
- 家族のいるところで使う。
- 困ったとき独り抱え込まない。
- 一日0時間以上使わない。
- 食事の時間は使わない。
- 気持ちは直接対面で伝える。

★ルールづくりは子どもを守るためのものです。
★なぜそのルールが必要なのか、どんな問題を防ごうとしているのかを、定期的に話し合うことが大切です。

わが家のスマホ・SNS利用3か条

○ 1 _____

○ 2 _____

○ 3 _____

子どもの「心」を育てることが最も大切です

コミュニケーションは気持ちを分かち合い共有することです。
SNSでの繋がりがリアルな繋がりと基本は同じです。
スマホ・SNSの向こう側には人がいることを意識しましょう。

人と人が向き合って話をする大切さは昔も今も変わりません。
人と人とのあたたかい繋がりができてこそ、インターネット機器が有効に使われます。

一般教育相談
小中学校のお子さんを対象とした不登校や友人関係等の悩みごとについての電話相談を行っています。

月～金 9:00～17:00
※受付、休室は別途要
☎ 045-671-3726

いじめ110番
いじめやいじめ相談、悩みなどについて、相談員が一緒に考えます。

365日 24時間
☎ 0120-671-388

学校生活あんしんダイヤル
学校では相談しにくい悩みは、一人で悩まず、お電話ください。社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーが一緒に考えます。

火～金 9:00～17:00
※受付、休室は別途要
☎ 045-663-1370

横浜市教育委員会 生涯教育・児童生徒課
横浜市中央区磯子区 6-50-10(令和2年5月7日現在)
電話 045(671)3299 FAX 045(671)215

以前配布した資料もご確認下さい。

保存版
保護者向けリーフレット

子どもの「心」を 育ててこそ 安心・安全な スマホ・SNS利用



SNSなどスマホを使ったコミュニケーションも人と人の関わりです。
現代の子どもたちは、生まれながらにインターネットがある社会で生活しています。このような社会で、子どもは安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、そして社会の一員として参画していかなければなりません。
子どもが安心して、様々な経験を積み重ねていくには、私たち大人がどのように見守ってあげばいいかを一緒に学びましょう。

コミュニケーションとは

コミュニケーションの源には、「共有して分かち合う」という意味があります。社会の中でコミュニケーションが取れないと、やがて生きづらく孤立してしまいます。
独りで自立はできません。自立は人との繋がりができて、頼れるところが増えることです。人との繋がりをもち、関係性を築いていくにはコミュニケーションがとても大切です。
コミュニケーション能力は食糧力ではありません。どのように相手の気持ちを受け止め、共有し、分かち合うことができるかが大切です。

絆(きずな+ほだし)

インターネットは繋がるための道具に過ぎず、大切なことは、信頼関係に基づいた人間関係の構築です。
「絆」は「きずな」とも「ほだし」とも読みます。「きずな」とは「人と人との断つことのできないつながり、離れたい届びつき」のことであり、「ほだし」とは「人の心や行動の自由を縛るもの、自由を縛るもの」という意味です。
人と人が繋がる上では、心地よい繋がりに加えて、時には行動を制限され頼りなく感じられる関係があるからこそお互いの関係が生まれ、心からの信頼関係になります。

子どもに伝えてください

- ① 一度ネット上に流れると、流す前の状況には戻りません。
- ② 誹謗中傷(相手の悪口を言ったり、ネット上に書き込む行為)は決して許されない行為です。

※ 脅迫罪や名誉毀損罪、侮辱罪などの犯罪行為に該当する場合があります。

保護者のとるべき具体的な手立ては、QAをご覧ください。

GIGA スクール構想と情報モラルに関する Q&A

Q1 アカウントとは?
Answer アカウントとは、個人の名前や学年、出席番号などにもついた账号のIDや(パスワード)のことです。個々に応じたクラウドサービスの利用による学習が可能となります。アカウントは、個人で管理し、他人との共有は絶対にしないでください。

Q2 クラウドサービスの利用とは?
Answer 端末ではなく、インターネットのクラウド上にデータを保存することができます。万が一、故障等で端末が使えなくても、他の端末でログインして学習を続けることができます。

Q3 保護者は何をすればいいか知りたい
Answer 「青少年インターネット環境整備法」には、以下のような保護者の責務について規定されています。

- フィルタリング等の利用により、子どものインターネットの利用を適切に管理する
- 子どものインターネット利用状況を適切に把握する
- 子どもがインターネットを適切に応用する能力の発達に努める
- 不適切な利用により、肖像、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する

Q4 さらにインターネットから子どもを守る方法を知りたい
Answer 以下の資料を参考にしてください。

- 《横浜市教育委員会 生涯教育・児童生徒課 /平成 31年 3月発行/子どもの「心」を育ててこそ 安心・安全なスマホ・SNS利用》
- 《文部科学省》情報モラルに関する取組の充実に関する『児童生徒向けの教材制作、教員向けの研修学習』等。《保護者向けの教材制作、スライド資料》
- 《日本データ通信協会》インターネットやメールのトラブル時の、解決者が、団体・企業や児童企業についての問い合わせ

学校と家庭で育む 情報モラル

保存版
保護者向けリーフレット



GIGA スクール構想で、さらに活用が進むインターネットを利用した学びは、学校以外の場所や家庭でも行うことができます。
インターネットを活用する機会が増える中、子どもたちの安全で安心な「新しい学び」を保障する上で、「情報モラル」は、今後さらに大切になります。このリーフレットを活用し、学校と家庭で連携して「情報モラル」を育むことが重要です。

GIGAスクール構想で目指す新しい学び
令和3年度から、子どもたち一人ひとりに配布された「アカウント」で、それぞれの端末からログインをして、「クラウドサービス」を使った学習が始まります。「コンピュータ」が、文房具の一つとなり、子どもたちの学びを支えます。
新しい学びの環境で、コンピュータやインターネット等を活用し、子どもたちは、さらに主体的、創造的に新しい学びが可能となり、社会を生き抜く力を身に付けていきます。

情報モラル教育の重要性
一方で、インターネットはよい面だけではなく、危険もあります。使い方を誤ると「被害者」にも「被害者」にもなります。そこで、学校の指導だけでなく、家庭と一緒に子どもたちに「情報モラル」を育てていくことが求められます。

Check! 家庭でお子さんと一緒に確認してほしいこと

学校と連携して情報モラルを育むこと

インターネットは、使い方を誤ると被害者にも被害者にもなること

心配や不安や疑問などがある場合は、保護者や先生など必ず確認してほしいこと

中巻をご覧ください。

令和3年度 横浜市立あざみ野第二小学校 年間行事予定表

2021/5/29 現在

予定ですので変更もあります。ご了承ください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 木 春休休業	1 土	1 火 朝会④ 創立記念日 開港創立記念式 学力検査1年	1 木 6年鎌倉修学旅行 帰着 学校カウンセラー来校AM	1 日 夏休休業(8/28まで)	1 水 総合防災訓練(児童引き取り訓練) 給食開始	1 金 組別集会③	1 月 学校評価アンケート保護者用配 信開始	1 水 朝会⑤ おはようどんぐりこ5・6年	1 土 年始休業 冬休休業	1 火 新1年入学説明会 1・2年12:20下 校 学校カウンセラー来校AM 児童生徒交流(6年あざみ野中 紹介ビデオ視聴予定)	1 火 5・6組懇談会(予定)
2 金	2 日	2 水 開港記念日	2 金 1年懇談会 6年10:30昼校	2 月	2 木 委員会活動⑤(前期ふりかえり) 学校カウンセラー来校AM	2 土	2 火 学校評価アンケート児童用実施	2 木 クラブ活動⑥	2 日	2 水 朝会⑥ おはようどんぐりこ1・2年5・6組	2 水 パトタッチ集会
3 土	3 月 憲法記念日	3 木 1・4年耳鼻科検診+他学年希望 増委員会活動③ 学校カウンセラー来校	3 土	3 火 学校閉庁日(8/16まで)	3 金 集団登校終了	3 日	3 水 文化の日	3 金	3 月	3 木 クラブ活動⑦	3 木 6年生を送る会 4年懇談会(予定) 学校カウンセラー来校
4 日	4 火 みどりの日	4 金 2年、5・6組聴覚検査	4 日	4 水	4 土	4 日	4 木 クラブ活動⑧ 学校カウンセラー来校AM	4 土	4 火 学校閉庁日	4 金	4 金 卒業式練習① 3年懇談会(予定)
5 月	5 水	5 土	5 月	5 木	5 日	5 火	5 金	5 日	5 水	5 土	5 土
6 火	6 木 入学式前日準備	6 日 朝会②(教育サポーターよろしく せしめ)委員会活動②	6 火	6 金	6 水	6 土	6 日	6 月	6 木	6 日	6 日
7 水	7 金 着任式・始業式 第40回入学式	7 月 地域家庭訪問① 特別タイムA13:35下校	7 水	7 土	7 火	7 日	7 木	7 土	7 日	7 月	7 月
8 木	8 土	8 火	8 木	8 日	8 水	8 土	8 日	8 月	8 土	8 日	8 火
9 金	9 月	9 水	9 金	9 日	9 木	9 土	9 日	9 火	9 土	9 日	9 水
10 土	10 日	10 木	10 土	10 日	10 水	10 土	10 日	10 火	10 土	10 日	10 木
11 日	11 火	11 金	11 日	11 水	11 土	11 日	11 木	11 土	11 日	11 火	11 金
12 月	12 水	12 土	12 月	12 木	12 土	12 日	12 火	12 土	12 日	12 水	12 土
13 火	13 木	13 日	13 火	13 金	13 月	13 水	13 土	13 日	13 木	13 日	13 日
14 水	14 金	14 月	14 水	14 土	14 日	14 木	14 土	14 日	14 火	14 金	14 月
15 木	15 土	15 火	15 木	15 日	15 水	15 土	15 日	15 火	15 土	15 日	15 火
16 金	16 日	16 水	16 金	16 月	16 土	16 日	16 火	16 土	16 日	16 水	16 土
17 土	17 月	17 木	17 土	17 日	17 火	17 金	17 日	17 水	17 土	17 日	17 木
18 日	18 火	18 金	18 日	18 水	18 土	18 日	18 木	18 土	18 日	18 火	18 金
19 月	19 水	19 土	19 月	19 木	19 日	19 火	19 土	19 日	19 水	19 土	19 日
20 火	20 木	20 日	20 火	20 金	20 月	20 土	20 日	20 火	20 土	20 日	20 日
21 水	21 金	21 月	21 水	21 土	21 日	21 火	21 土	21 日	21 木	21 金	21 月
22 木	22 土	22 火	22 木	22 日	22 水	22 土	22 日	22 火	22 土	22 日	22 火
23 金	23 日	23 水	23 金	23 月	23 土	23 日	23 火	23 土	23 日	23 水	23 土
24 土	24 月	24 木	24 土	24 日	24 火	24 金	24 日	24 水	24 土	24 日	24 木
25 日	25 火	25 金	25 日	25 水	25 土	25 日	25 木	25 土	25 日	25 火	25 金
26 月	26 水	26 土	26 月	26 木	26 日	26 火	26 土	26 日	26 水	26 土	26 日
27 火	27 木	27 日	27 火	27 金	27 月	27 土	27 日	27 火	27 土	27 日	27 日
28 水	28 金	28 月	28 水	28 土	28 日	28 火	28 土	28 日	28 火	28 金	28 月
29 木	29 土	29 火	29 木	29 日	29 水	29 土	29 日	29 火	29 土	29 日	29 火
30 金	30 日	30 水	30 金	30 月	30 土	30 日	30 火	30 土	30 日	30 水	30 日
31 土	31 月	31 木	31 土	31 日	31 火	31 金	31 日	31 水	31 土	31 日	31 木